

三鷹市ものづくり産業集積促進事業助成金

1. 趣旨・目的

製造業事業者が三鷹市内の近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び特別住工共生地区に移転する際の費用に対する補助金を交付することにより製造業事業者の集積をより一層推進することを目的とします。

2. 事業概要

工場の移転に伴う工場等の整備等に関する経費の一部を補助します。

◆補助率…補助対象経費の1/3

◆補助限度額…1,000万円

◆補助対象者…製造業を営む都内中小企業者

◆補助対象事業…三鷹市内の近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・特別住工共生地区への工場等の移転

◆補助対象経費

(1) 工場建物の建設費用

工場の新築に係る費用及びこれに付随する設計監理費

※設計監理費とは…設計料、工事監理費及び諸経費

(2) 市が定める建物付帯設備及び関連施設の整備費用（下表を参照）

種類	内容
建物等付帯設備	<p>○生産事業（生産・加工・組立）の工程上必要な設備であって、建物に付帯する物の整備</p> <p>例：動力用電気設備、製品の洗浄用・冷却用給排水設備、加熱用のガス設備、ボイラー設備、クレーン、受変電設備等</p> <p>○排煙設備、空調設備 （建物から容易に移動・取外しができないこと。）</p> <p>○門、塀、緑化施設等の外構工事 （建築基準法の規制に支障のないもの）</p> <p>○機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）</p> <p>○省エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）</p>
関連施設	<p>事務所、研究室、倉庫、休憩室、ロッカー室、食堂等</p> <p>※住宅部分は、関連施設に含まない。</p>

※1 「工場等」とは…製造業に属する事業を主たる事業として営む工場及び市が定める「建物付帯設備」及び「関連施設」

※2 「移転」とは…三鷹市内に移転し、移転先に設置された工場等で操業を開始すること